

主な施策8事業の令和4年度実績

事業名	事業概要及び計画内容	【(参考)令和3年度実績(件数等)】	令和4年度実績(件数等)	平成30年度～令和4年度をとおしての評価		担当局
学習・生活サポート事業	生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施します。 このうち、学習支援としては、学習習慣の定着や進学に必要な学力の育成等を目的として、支援スタッフ等による学習支援を実施するとともに、社会的経験を積む機会として様々な体験プログラム等を実施するほか、保護者に対する子どもの進路や生活等にかかる相談支援を行います。 また、子どもへのサポートを行う支援スタッフをはじめ当該事業を通じて多くの大人と関わることができ、中学生にとっては自身の将来を考える上でのロールモデルとなることから、進学等に際してより多くの選択肢をイメージできるようになるとともに、学習意欲の向上につながる効果もあります。	事業参加者:265名	事業参加者:244名	○	新型コロナウイルス感染症の流行による開催中止も一部あったものの、市内20か所に教室を開設し、生活保護または児童扶養手当全額受給世帯の中学生を対象とした学習支援の継続に加えて、必要に応じて福祉的な側面からも支援を行うこともでき、子どもの居場所づくりにつながった。	健康福祉局 こども若者局
中途退学未然防止等事業	生活困窮世帯の高校生等の中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、定期的に拠点を開設し、支援スタッフによる進級支援や面談等のサポートを実施します。 このうち学習支援については、学校の課題や進学、高等学校卒業程度認定試験などに向けて、個別の子どもの学習状況に応じた支援を進めています。	事業参加者:177名	事業参加者:217名	○	新型コロナウイルス感染症の流行による開催中止も一部あったものの、市内3か所に教室を開設し、生活保護または児童扶養手当全額受給世帯の高校生年代を対象とした学習支援の継続に加えて、必要に応じて福祉的な側面からも支援を行うこともでき、子どもの居場所づくりを行うとともに、中退の防止や中退後の社会的自立にもつなげることができた。	健康福祉局 こども若者局
社会的養護自立支援事業	児童養護施設等入所(里親委託を含む)児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就職支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行います。 対象児童が、施設からの自立後も就労を継続し、安定した生活を営むことができる力を身に付けられるよう、入所中からキャリア教育による職業観の育成や就業体験等の機会を設けるとともに、就職活動期における面接対策等を実施します。 また、施設から退所した児童のうち、就業が長続きしないなど、様々な課題から経済的な自立が果たせない者に対してジョブトレーニングや面接相談等を通じたアフターケアを行います。	・令和3年度登録人数1名 ・ソーシャルスキルトレーニング(SST)15回実施(のべ72名参加) ・職場体験事業代替施策の冊子発行の実施(1回) ・相談事業51件	・令和4年度登録人数5名 ・学習会34回実施(のべ136名参加) ・職場体験事業代替施策の冊子発行の実施(1回) ・相談事業232件	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の一部を延期・中止とすることもあったが、代替事業での実施も含め、概ね予定通り事業を実施することができた。また、学習会は参加児童からの評判も良く、自立へ向けた支援を継続的に実施することができた。退所者からの相談件数も年々増えており、退所後の継続的な支援についても一定程度の効果があったものと思われる。	こども若者局
ひとり親家庭への専門相談・セミナー事業	母子家庭の母を対象に、就労・自立支援、生活相談等を行う母子家庭相談支援センターにおいて、低収入や借金、養育費等の経済的な問題の解決や、子どもの学費や生活費の工面などの家計管理について、詳しく学ぶことができるセミナー等を開催するとともに、家計や就労に関する専門家による個別相談、助言を行います。 また、父子家庭の父を対象に、就労・生活相談等を行う父子家庭相談支援センターにおいて、債務問題や養育費等の法律や生活上の諸問題に対応する弁護士による特別相談を行います。	専門相談件数 ・母子 280件 ・父子 0件 ・寡婦 0件 ・寡夫 0件	専門相談件数 ・母子 306件 ・父子 0件 ・寡婦 0件 ・寡夫 0件	○	離婚・親権・養育費等の問題や経済的な問題を抱える相談者を専門家につなぐことができた。	こども若者局
ひとり親家庭への就業相談・就業情報提供事業	母子家庭相談支援センターにおいて、母子家庭の母等を対象に就業・自立相談を実施します。就業支援のみでは自立を図ることができない様々な問題を複合的に抱える母子家庭の母等に対しては、個別事情(就業経験がない、離職期間が長く再就職に不安がある、DV被害から逃れながら心身の立ち直りに時間を要するなど)に留意し、生活の自立から順を追って将来に向けた経済的自立を目指す支援を行います。 父子家庭相談支援センターにおいては、父子家庭の父を対象に就労や生活にかかる相談を実施します。個々の家庭の生活実態やニーズ等を踏まえ、子育てと就労の両立を図るための就業・転職を支援し、また、日常生活、子どもの養育等の家庭生活の問題点を整理して情報提供や助言、問題解決に向けた専門機関等へのつなぎなどを行います。	就業・自立相談件数 ・母子 786件 ・父子 22件 ・寡婦 7件 ・寡夫 0件 ・その他(離婚前等) 38件 ※うち就業相談641件	就業・自立相談件数 ・母子 796件 ・父子 36件 ・寡婦 11件 ・寡夫 0件 ・その他(離婚前等) 39件 ※うち就業相談589件	○	ひとり親等の就業相談に対し、適切な助言や情報提供等ができた。	こども若者局
スクールカウンセラー配置事業	市立の学校に配置するスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言を行い、いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図ります。	全市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校に88名のスクールカウンセラーを配置 対応件数:63,597件	全市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校に92名のスクールカウンセラーを配置 対応件数:60,663件	○	スクールカウンセラーが各学校において適切に児童生徒や保護者への支援等を行うことにより、児童生徒への心理的な支援につながった。	教育局
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会に配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築や連携・調整を行います。また、学校内におけるチーム体制を構築し、支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供を行うとともに、教職員等への研修活動を実施します。	7名のスクールソーシャルワーカーを配置 相談件数:151件	8名のスクールソーシャルワーカーを配置 相談件数:254件	○	スクールソーシャルワーカーが児童生徒の抱える課題に向き合い、社会資源等を活用しながら適切な支援を行うことにより、児童生徒の健やかな成長に資することができた。	教育局
子供家庭総合相談事業	区役所において、子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供します。 この相談事業では、家庭児童、婦人保護、ひとり親家庭及び母子保健の4分野に係る相談に対応し、必要に応じて支援関係者等で構成する処遇会議において処遇方針を立てて相談者への支援を行います。相談には、家庭相談員(家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員)、社会福祉主事及び保健師が対応にあたり、総合的な枠組みで、対象者を必要な支援制度につなげます。 また、複雑な問題を抱えるケースに対応するため、児童相談所や発達相談支援センターをはじめとする各種分野の関係機関等との連携を強化するとともに、研修などの実施により、相談にあたる職員の援助能力の向上を図ります。	相談件数 家庭児童 2,983件 婦人相談 1,345件 ひとり親家庭相談 1,793件 母子保健 5,630件 家庭相談員新任者研修 1回 参加者 10名	相談件数 家庭児童 3,256件 婦人相談 1,270件 ひとり親家庭相談 1,831件 母子保健 5,621件 家庭相談員新任者研修 1回 参加者 9名	○	相談窓口として、ひとり親世帯を適切な制度とつなぐことができた。 令和2年4月より、子ども家庭応援センターを設置し、より一体的な連携体制のもとでの支援が提供できた。	こども若者局 (各区役所)

<評価基準>  
「◎」… 予定を上回る成果があり、取組状況が良好であると判断されるもの  
「○」… 予定通り進んでおり、取組状況が概ね順調であると判断されるもの  
「△」… 一部で予定通り進んでおらず、やや遅れが生じていると判断されるもの  
「▲」… 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定通り進んでいない、一部で遅れがあると判断されるもの  
「ー」… 事業の廃止や見直しにより、実施する見込みがないと判断されるもの